応募時に本ページは削除してください。

# 事前着手のための承認申請様式

【事前着手承認申請の際の留意点】

※本様式は、補助事業の採択に先立ち補助事業の開始を希望する場合に、応募申請様式とともに提出するものです。本様式記載事項を審査し、承認したものについては、事務局による事前着手の承認日以降、補助事業を実施することができます。事務局による事前着手の承認日以前に実施された事業については、いかなる理由があろうとも、補助の対象とできません。

※補助事業は、補助事業の採択及び交付決定を経た上で実施することが原則であるため、事前着手に係る審査は厳格に行います。その結果、事前着手の必要性が十分に認められないと判断された場合には、事前着手は承認されません。

※事前着手を事務局が承認した場合であっても、補助事業の採択を約束するものではありません。

※事前着手が認められ、また補助事業として採択された場合であっても、３者見積の取得等の証憑類の整備について、事前着手を行わない場合と同様に、本事業に関するルールや規程が適用されます。

※新規地元雇用者の雇入れや抵当権の設定等は、事前着手の承認を以て認められるものではなく、交付決定後でなければ認められません。

※事前着手のための承認申請を検討される場合には、確認事項がありますので、あらかじめ福島県に相談するとともに、事務局までご連絡ください。

※ご不明な点は、あらかじめ事務局までお問い合わせください。

※福島県及び事務局連絡先は、公募要領Ｐ．３５「お問い合わせ先」をご参照ください。

※事前着手の理由が不十分と判断される場合は、申請の取下げをお願いすることになります。

（事前着手承認申請様式）

令和　　 年 月 日

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
| 氏名 | 法人の名称 |
| 及び代表者の役職・氏名 印 |

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業（サプライチェーン対策投資促進事業）

事前着手承認申請書

　自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業（サプライチェーン対策投資促進事業）について、以下のとおり早期に事業を開始する必要があるため、事前着手の承認を求めます。

１．事前着手申請内容の概要

（１）事前着手を必要とする理由（該当項目に◯（複数回答可））

|  |  |
| --- | --- |
| 事前着手を必要とする理由 | 該当項目 |
| １）立地予定先における新規土地・建屋等の取得 |  |
| ２）取引先からの要請 |  |
| ３）その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |  |

（２）事前着手後のスケジュール（該当時期・期間を記載）

|  |  |
| --- | --- |
| スケジュール | 時 期 ・ 期 間 |
| １）事前着手希望日（ただし令和２年４月７日以降） | 令和（　）年（　）月（　）日 |
| ２）事前着手後、要する期間（見込み） | 約（　）年（　）か月 |
| ３）操業・開業予定日（見込み） | 令和（　）年（　）月 |

（３）着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響（該当項目に◯（複数回答可））

|  |  |
| --- | --- |
| 生じうる影響 | 該当項目 |
| １）予定している用地・建屋等の取得困難 |  |
| ２）取引先・契約等の喪失または減少 |  |
| ３）その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |  |

　なお、上記影響を受けることに伴い、（　　　）円程度（年間売上高の約（　）％程度）の損失が発生しうるため、影響は多大である。

２．事前着手申請内容の詳細（「１．事前着手申請内容の概要」記載事項の説明）

1. 事前着手を必要とする理由（土地・建屋等の新規取得、取引先要請等の内容）

（２）事前着手後のスケジュール（事前着手後必要な工程と、当該工程に係る期間）

（３）着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響（影響の具体的な内容）

（注１）本様式は、応募申請書と一緒に提出してください。

（注２）各項目の根拠となる資料を添付してください。

　○根拠資料例

　（１）事前着手を必要とする理由

（例：立地予定先における新規土地・建屋等の取得の根拠）

・土地・建屋等の取得を急ぐ必要を示す資料

　：物件概要、地図、売主からの要請、入札資料　等

（例：取引先からの早期納入要請の根拠）

・早期納入要請があった事実を示す資料

：取引先の対外発表資料、新聞記事、取引先からの要請資料、打ち合わせ資料　等

　（２）事前着手のスケジュール

　　・事前着手のスケジュールと開始後の計画を示す資料

　　　：生産計画・工事計画　等

※交付決定前に着手する必要があることが分かることが必要です。

　（３）着工・完工が遅れた場合に生じ得る影響

　　・影響の内容と規模を示す資料

　　　：生産計画、過去の売上実績　等

（注３）記載に当たりページ数が増えても問題ありません。